

松江市地域おこし協力隊員設置要綱（令和元年度松江市告示第 221 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
	<p>(任期)</p> <p><u>第 3 条 隊員の任期は、1年とする。ただし、年度の途中で任用された者の任期は、任用の日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p><u>2 隊員の任期は、年度単位で延長できるものとし、最長で任用の日から 3 年とする。ただし、隊員が松江市地域おこし協力隊員任用規程に定める育児休業を取得する場合は、その取得した期間に応じて最長で 1 年を任期から除くことができるものとする。</u></p> <p><u>3 隊員が産前産後又は育児のために、任期の途中で活動の中止を希望する場合であって、前項の育児休業を取得しないときは、一時的にその任を解き、その産前産後又は育児に係る活動中断期間を終えた際に、再度任用することができるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の活動中断期間については、その期</u></p>

	<p><u>間に応じて最長で 1 年を第 1 項及び第 2 項に定める任期に加えて延長できるものとする。</u></p>
(身分)	
<p><u>第 3 条 隊員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項_____に規定する会計年度任用職員とする。</u></p>	<p><u>第 4 条 隊員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p>
(再度の任用)	
<p><u>第 4 条 隊員の再度の任用は、2 回を上限とする。ただし、隊員が育児のために次条に規定する活動を中断した場合において、当該期間が 1 年を超えないときは、当該期間を除いた通算の任用期間が 3 年を超えない範囲内で再度の任用を 3 回まで行うことができる。</u></p>	
(守秘義務)	
<p><u>第 12 条 隊員は、地方公務員法及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p>	<p><u>第 12 条 隊員は、松江市個人情報保護条例(平成 17 年松江市条例第 15 号)を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。</u></p>

附 則

この告示は、令和 5 年 11 月 21 日から施行する。